

■ 研究論文

部活動とボランティアの関係性に関する考察

長 沼 豊

1. 序

(1) 研究の主題と目的

部活動は日本の学校文化に根付いている教育活動である。本来の趣旨は自主的・自発的なものであるが、現在では必ずしもそうではなく義務化されている学校もあるほどである。そのため、生徒の強制加入をめぐる問題、指導のあり方に関する問題をはじめ、顧問教員の過重負担の問題などが近年話題になり、学校からの切り離しの是非なども取り沙汰されている。2016年は筆者が「部活動改革元年」と称したように、文科省をはじめとして部活動改革が一気に動き出した年となった¹。さらに2017年には学校の働き方改革とも連動した改革のあり方が問われるようになった。同年は筆者が「顔の見える関係（KMK）での改革」と称したように部活動に関する研究会も各地で開催され²、全国的な部活動研究の必要性が認知されることとなった。改革といっても、それは部活動に関する教育的意義も含めた研究成果を踏まえたものにする必要があるからである。

ところが部活動に関する研究はこれまでスポーツ科学や教育社会学、教育史、教科外教育など各研究分野で各々に進められており確実に蓄積されてはいるが、部活動全体を俯瞰して議論したり考察したりする場がなかったため、各研究分野の周辺領域という位置づけに甘んじてきた。そのような課題意識から、多様な分野の研究者と実践者が発起人となって日本部活動学会³が2017年12月27日に設立された（設立趣意書を参考資料として稿末に掲載）。部活動に関する研究は新たなステージに入ったと言える。今後は多様な研究分野からの解明により部活動の意義やあり方、改革のための方策等がさらに追究されていくことになる。

そこで、本稿では、その多様な分野の一つであるボランティア論の立場・視点から部活動を考察する。というのも部活動もボランティアもどちらも自主的・自発的なものであるため、ボランティア論の知見が部活動のあり方を考える上で参考になるのではないかと考えたからである。本稿では今後の研究の基礎となるように、部活動とボランティアの関係性を理念的に明らかにすることを目的とする。

(2) 先行研究と本研究の意義

部活動を中心とした中学校・高校のボランティア活動については1982年に全国ボランティア学習指導者連絡協議会（1998年に日本ボランティア学習協会に改称）が発足して以来、実践レベルの研究は行われてきている。福祉系に限っては日本福祉教育・ボランティア学習学会が1995年に設立され研究が蓄積されているが、部活動の実践研究ではなく部活動そのもののあり方に特化したものはない。

論文検索サイトCiNiiで部活動とボランティアを検索語として入力すると28件が該当するが、こ

のうち中学生・高校生の部活動を対象にしたものは岡村⁴と林⁵の2件、大学生の部活動を対象にしたものは元嶋ほか⁶の1件である。いずれも実践事例の研究で、岡村は科学部の活動にボランティアを取り入れた中学校の実践、林はボランティア活動を行っている高校のインターアクト部の実践、元嶋はスポーツイベントのボランティア活動が体育系部活動所属の大学生に好影響を与えた実践である。

部活動とボランティアの両者に関係する先行研究は、ボランティア部の活動の事例研究またはボランティア活動が部活動に与える影響を論じたものであり、部活動とボランティアの関係性そのものについて理想的に論じたものはない。本稿は先行研究にはない新たな視点で部活動のあり方を考察するものであり、本稿の意義はここにある。

2. 部活動とボランティアの関係性を考察する視座

まず部活動とボランティアの両者の概念を整理し、本稿で用いる意味を明確にする。次に両者の概念の交差する具体的な事象から、両者の関係性を探るための視座を得る。

(1) 部活動とボランティアの各々の概念整理

まず部活動とボランティアの各々の本稿における概念を簡単に整理しておく。

部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われ」⁷、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」⁸で、教育課程外の教育活動である。小学校で実施している学校もあるが、本稿では全国規模で本格的に実施されている中学校・高校、中等教育学校の段階のものを中心に扱う。小学校の教育課程内の特別活動として行われるクラブ活動は本稿の対象外とする。

次にボランティアの語源はラテン語のvolvoまたはvoluntas（自由意志を表す言葉）であり、英語になってer（人を表す接尾語）が付与され「自由意志で何かをする人（またはその行為）」を表すようになった。これに「活動」をつけたボランティア活動については、自発性だけでなく、無償や公益などいくつかの概念が原則や特性として取り込まれて現在に至っている⁹。例えば東京ボランティア・市民活動センターでは「ボランティア活動の4原則」として、「自分からすすんで行動する（自主性・主体性）」「ともに支え合い、学び合う（社会性・連帯性）」「見返りを求めない（無償性・無給性）」「よりよい社会をつくる（創造性・開拓性・先駆性）」を挙げている¹⁰。筆者もこれまでの研究でこれを援用し「ボランティア活動の4特性」として自主性・主体性、無償性・非営利性、公益性・公共性、創造性・先駆性を挙げている。本稿では筆者の4特性を用いて分析・考察を行う。なお、語源の通りのボランティアとボランティア活動とは区別して扱う。活動がついたものは組織的・計画的・意図的なもの、活動がつかないボランティアはそうでないもので、人を表す場合にも用いる¹¹。

(2) 両者の関係性を探る視座

部活動とボランティアの各々の概念整理から、両者は自主的・自発的という語で一致していることがわかるため、何らかの関係性があることは推測できる。では、どのような関係性があるのか。両者が共通して用いられる具体的な事象を考察することで関係性を分析することにしたい。部活動に参与している人々には生徒、教員、保護者、外部指導者等がいるため、この各々がボランティアなのか否かを4特性に照らして分析することにする。

第1に生徒にとって部活動に参加することがボランティアかと言えば、第1特性の自主性の点では学習指導要領を見ればわかるように、本来そういう性格のものである。しかし生徒全員を強制加入させている学校もあるため吟味する必要がある。また、部活動には自分のために取り組んでいるという場合もあり、第3特性の公益性という点でボランティアといえるかどうかには難がある。したがって生徒にとって部活動への参加がボランティアかと言えば、必ずしもそうとはいえない。唯一あるとすれば、ボランティア部やJRC部¹²、インターアクト部¹³などボランティア活動を行う部活動の場合であろう。

第2に教員にとって部活動がボランティアかと言うと、これも曖昧さが伴う。詳細は別記しているが¹⁴、全員顧問制の学校では教員が部活動顧問になるかどうかにおいて自発性はない。教育課程内か外かを問わず、教員という肩書きで行う教育活動は職務と見なされ、無償のボランティア活動とは区別される。しかし教員にとって部活動顧問はボランティアであるとの見解も示されている¹⁵。この点については、さらなる考察が必要である。

第3に保護者は部活動に関わるボランティアかと言うと、これも微妙である。子や保護する生徒のための行為がボランティアかどうかは第3特性の公益性をどう捉えるかに関わる。学校のためと考えれば公益性がないともいえない。また保護者が当番でお手伝いをする仕組みもあるが、一般的な当番は義務であり自発性はない。このように考えると保護者がボランティアかどうかという点も議論に値することになる。

第4に外部指導者はボランティアかと言うと、実際にボランティア活動として取り組んでいる人々はある。しかしボランティアではなく有給スタッフとして、または企業等からの派遣で指導している人々はボランティアとは言えない。そのため外部指導者がボランティアかどうかという点には多様性がある。ボランティア活動として取り組んでいる外部指導者については、本稿で考察する対象になる。

第5にその他として、上記の人々や、それ以外の立場の人々で、生徒や教員のために部活動の改革にボランティアとして取り組んでいる人々もいるのではないか¹⁶。

以上のことから、本稿では①生徒によるボランティア活動を行う部活動について、②部活動顧問はボランティアか否かについて、③部活動を支えるボランティアのあり方について、④部活動改革に取り組むボランティアについて、の4つの視座で部活動とボランティアの関係性を考察することにする。

3. 部活動とボランティアの関係性の考察

次に、両者の関係性を上記4つの視座の各々について考察する。

(1) 部活動として行うボランティア

生徒がボランティア部などで行う部活動については、自ら進んで参加している場合、ボランティア活動と言えるだろう。中学生や高校生の優れたボランティア活動が社会貢献につながっている事例は多い(公益性や創造性もある)。ところが、部活動という形態を採るとボランティア活動の主体性が失われる可能性があることを述べておきたい。一般に活動が組織的・計画的・意図的になればなるほど、自主性・自発性が失われるというパラドックスに陥るのである。例えば、あるボランティア部で施設訪問の活動が始まり成果をあげたとする。するとそれが日常的、当たり前のものとして定着すると、行かねばならぬことになる。施設の方でも期待して待っていてくれるということ

がわかると止めにいくくなる。特に先輩たちの始めたことを後輩たちが引き継ぐ時に生じる葛藤や軋轢である。これは金子の言う「自発性パラドックス」¹⁷とも合致する。この点は部活動の顧問教員のあり方と酷似している。前任者が休日返上で部活動を行っており、それが当たり前のこととして生徒も保護者も捉えていると「行かねばならぬ世界」になっているというわけである。こうしたパラドックスから抜け出て、常に活動のあり方を検証していかないと疲弊する。全国の部活動で起きている事象はこれである。

補足的に述べれば、成果をあげているボランティア部が存在する学校には行政や外部機関から、お手伝いの依頼が舞い込んでくる。イベントの支援などである。なかには人数を指定して依頼してくる場合もあるという。動員型である。PTA活動も似ていることがあるだろう。こうした依頼に応じていると、どんどん精神的にも肉体的にも追い込んでいく。自発的に始めたはずのボランティア活動が、いつの間にか義務的なものに変換されているというパラドックスに気づかずにいるという事態に陥るのである。

(2) 部活動の顧問はボランティアか

新聞記事でもSNSの投稿やブログの記事でも「部活動の顧問はボランティア」という表現が用いられることがある。この点は部活動とボランティアの関連性を考察する上で最も重要である。なぜそのような表現が用いられるのかと言えば、教員には給特法¹⁸により残業代が出ないことに加え、部活動の活動時間の多くは平日の勤務時間外および土日・祝日であることから、無償で行っていると見なされるからであろう。また、校長が残業を命じることができる、いわゆる「超勤4項目」¹⁹に部活動がないことから、勤務時間外の部活動は労働ではないと解釈されるのであろう。

確かに第2特性の無償性は満たしているが、ボランティア活動の第1特性から見るとどうだろうか。自発的に、しかも喜んで取り組んでいるという教員は全国には沢山いるだろうが、全国の全ての教員がそうとは言えない。また部活動そのものは全員顧問制ゆえに仕方なく担当しているという教員もいれば、部活動は引き受けてもよいが、当該種目は担当したくないという場合もあるだろう。しかし異動すれば、前任者の担当していた部に後任者が割り当てられるのが常である。運動部の場合、自ら経験したことのある部を担当している教員は47.9%である（日本体育協会、2014年）。それらの教員の全てが自発的に担っているとはいえないのではないか。

以上のことから、第2特性の無償性を理由に教員自らが「部活動はボランティア」という表現を使うと、第1特性の自発性も認めていることになる。

ではボランティアでないと思えば、労働なのであろうか。たしかに土日・祝日の大会引率等には一定時間を超えると手当が出るから雇用者は労働と見なしている。事故が起きた時に責任を追及されるから労働なのだろうか。多くの学校では校務分掌に位置づけられ全員顧問制が行われているから労働ではないかとも考えられる。しかし、労働であると解すると、超勤4項目にないにも関わらず残業（労働）に相当することになり矛盾である。つまり平日の勤務時間外の活動については曖昧なままであり、ここに部活動の過重負担が風船のように肥大化してきた仕組みの要因がある。同様に、学習指導要領の規定が、教育課程外の教育活動でありながら学校教育の一環であるという点も矛盾を生み出す要因になっている。

ボランティア論から見れば、部活動はボランティア活動と同じ構造になっていることがわかる。本来生徒の自主的・自発的であるはずのものが、制度的・組織的なものとして構成され進化を遂げ

ると、いつの間にか「やるべきもの」にすり替わっているのである。

このように顧問教員が厳しい立場に置かれている状況は、金子が指摘するボランティアはバルネラブル (vulnerable)²⁰な状況に身を置くという論²¹からも説明できる。金子は、ボランティア活動に参加すると自発性パラドックスの渦中に自分自身を投げ込むことになり、自分自身をひ弱い立場に立たせるとし、この状態をバルネラブル (vulnerable) と呼んだ。平日の勤務時間外や休日であるにも関わらず保障もなく事故があれば責任を追及されるというのは、いかにも弱い立場である。しかし、自らそのような弱い立場に身を置くことを許容するのは、「生徒のため」という気持ちがあるとしても無理がある²²。そう考えると顧問教員はボランティア活動に「参加させられている」状態という表現が当てはまるのではないだろうか。

(3) 部活動を支えるボランティア

次に、保護者や外部指導者など部活動を支える人々をボランティア論の視点で見るとどうなるかについてである。

第1に保護者については部活動の運営に自主的に協力するという点ではボランティアと言える。しかし子どものための行動が公益的かという疑問も残る。結局自分の子どものためにやっているにすぎないのではないかという指摘である。しかし自分の子どもだけのためではないことは、他の生徒も恩恵を受け、しては部全体、学校のためにもなっていることからわかる。PTA活動とも似ている点である。

ところが、当番で必ず大会や練習試合のお手伝いに行く仕組みとなると、ボランティアか否かの境界線は曖昧である。一般に当番は義務の輪番であることが多いからである。筆者は全員義務の当番制はボランティアではないという考え方を採っている。善意の集合体としてのボランティア活動がいつのまにか「やらねばならぬ」の世界に置き換わるのは、先に述べたように活動が組織的・計画的・意図的になればなるほど、自主性・自発性が失われるというパラドックスに陥る点で同様である。部活動の不思議さはここにもある。

第2に外部指導者については、先に述べたように企業から派遣された指導員等はボランティアではない。それ以外に自主的に無償で部の生徒や学校のために活動している人々はボランティアと言えるのではないか。ただし、ここで考察が必要なのは、謝礼が出る場合や交通費が出る場合はどうかという点である。これについてはボランティア論でもかつて有償ボランティアの論争があったことからデリケートな問題である。まず謝礼についてであるが、労働の対価であるかどうかのポイントとなる。実費弁償の範囲内であれば報酬を受け取っているとは言えないという見方や、渡された額が法的な最低賃金よりも下回っていれば労働の対価とは言えないからボランティアだという見方などがある²³。次に交通費については実費弁償の範囲内であることから労働の対価ではなく、したがって交通費を支給されるから無償ではないとは言えないというのが一般的な見方である。

このように外部指導者についてもボランティアかどうかについては微妙なところがあるのが実態である。さらに言えば、謝礼以上に曖昧なのが身分保障や責任の所在の問題である。ボランティアとして行った行為については労働者の勤務時間と異なり何も保障はない。必然的にボランティア保険を利用することになるが、これもボランティアによる過失事故が原因で始まった仕組みである。ボランティア活動であるかどうかは単に身分上のことだけでなく、事故が起こった際の保障の問題に反映される事柄であるから、制度的にも明確にしておく必要があるのではないだろうか。

なお2017年4月から始まった「部活動指導員」の制度²⁴は、学校職員という位置づけであり、いわば内部指導員である。職員であるからボランティアではない。

(4) 部活動改革に取り組むボランティア

上記の外部指導員や保護者によるボランティア活動はどちらかと言えば部活動を推進し支える側である。一般にボランティア活動にはSocial ServiceとSocial Actionの2側面があり、前者は奉仕型、後者は改革型である。ボランティア活動の公益性を重視し、役に立つことで社会貢献する視点が前者、ボランティア活動の創造性や先駆性を重視し、よりよく変えていくことを志向する視点が後者である。上記の活動は前者に相当する。では、後者に相当するボランティア活動はないかと言うと、部活動改革に取り組む人々がこれに相当する。次に、これらの人々の動向をボランティア論の視点から考察する。

近年の部活動改革には多様な人々がボランティアとして関わっている。生徒や教員といった当事者はもちろん、一般市民や保護者、研究者等多様である。教員が中心となって部活動改革に取り組んでいるものとしては、部活問題対策プロジェクト²⁵、部活改革ネットワーク²⁶がある。前者は2015年12月に発足し、2016年に文部科学省に部活動の顧問就任の選択権を求める要望書と2万3千を超える署名を提出し、同年8月には同省に対して生徒の強制加入廃止を訴える要望書と1万を超える署名を提出した。後者は2017年4月に発足し、Twitterを中心に部活動改革を訴える発信を続けている。

近年、当事者によるボランティア活動はさかんになってきている。例えば薬物依存者が集まって協力しながら依存から解放されるように自助努力しつつ、薬物依存にならないよう一般市民に注意を喚起する啓発活動を行っているボランティア団体がある（運営しているのは依存から離脱した人々）²⁷。また、自分たちの住む地域に携帯電話会社の基地局の鉄塔が突然立つ計画が持ち上がった時に、住民同士が協力しながら、それを中止させるように交渉を続けて成功した市民運動型のボランティア活動もある²⁸。このようなボランティア活動では、第3特性の公益性が議論になる。自分のために活動しているのではないかという問いである。しかし当事者のボランティア活動の多くは自分だけのための活動でないことは自明であり、地域のためになることが結果的に自分のためにもなっているという性格のものである。自分と同じような境遇や状況に苦しむ人々が連帯しながら社会貢献することは意味がある。市民運動型のボランティア活動は、当事者意識の強いものであり、誰かが立ち上がらなければならないという思いや願いから始まる場合が多い。部活動の改革も当事者たちが声を上げて徐々に広まってきたことを考えれば、市民運動型のボランティア活動という位置づけになるだろう。なお筆者は2016年を部活動改革元年と称しているが、どんな元年にも前史がある。前史を作った立役者は当事者ではない（研究者の）内田²⁹と、当事者（現職教員）の真由子³⁰である。

ボランティアの2側面の捉え方が重要なのは、前者の奉仕型のみであると戦前の日本の例を出すまでもなく、善意が為政者・権力者に利用され絡め取られる可能性があるという点である³¹。後者の改革型の視点ががあるからこそ当事者自らの活動であっても批判的思考で捉えられ、活動を常に自己評価し、相対化し、より良くしていくための知見が得られるのである。この点については、既に神谷が「ブラック部活」と称して運動することが、結果的に国家戦略に加担することになると警鐘を鳴らしている³²。

4. まとめと残された課題

(1) まとめ

本稿ではボランティア論から見た部活動とボランティアの関係性を考察した。第1に生徒によるボランティア活動の部活動では、組織的な活動になると自主性・自発性が失われるパラドックスが存在すること、第2に部活動の顧問教員はボランティアか否かについては曖昧さが存在することを各々述べた。第3に部活動を支えるボランティア活動として保護者による支援もボランティアの一種であるが、全員義務の当番はボランティアにはあたらないこと、外部指導員の活動の場合、謝礼についてはボランティア論からの検証が必要であることを述べた。第4に部活動改革に取り組むボランティア活動は当事者による市民運動型のボランティア活動を含んでいることを述べた。

これらの考察から、ボランティア活動に関してボランティア論で議論されてきた自発性パラドックスの問題、報酬や謝礼、交通費等をめぐる有償性の問題などが部活動の問題でも共通していることがわかった。すなわち部活動が自主的・自発的なものである以上、ボランティア論の視点から見たボランティア活動の良さや曖昧さについては、部活動をめぐる事象でも同様の課題が生じているということである。換言すれば、いま部活動で起こっている不思議さや曖昧さから生じる問題のほとんどは、ボランティアとしての曖昧さやパラドックスに起因していることが、ボランティア論からの考察で明らかになった。このことから、部活動の改革においても同じようにボランティア論の知見が活用できるのではないかと考えられる。その具体的な方策については稿を改めることにしたい。

(2) 残された課題

本稿ではボランティア論から見た部活動とボランティアの関係性を考察した。両者が交差する4つの事象の各々についてボランティア活動の4特性から分析したが、あくまでも研究上の基本的な枠組みを提示したにすぎない。今後さらなる検証・分析と考察を進めていく必要があり、今後の課題である。例えば具体的な実践事例に即した検証も可能であろう。

また「部活動の改革においても同じようにボランティア論の知見が活用できるのではないか」と先に述べたが、この点の検証も今後の課題である。

参考資料（日本部活動学会設立趣意書）

日本における部活動は、長年にわたって発展を遂げ、学校教育に根付いています。教育文化の一翼を担っていると言っても過言ではありません。活動に参加することで児童生徒が生きがいを感じ成長・発達した実践などを通して、部活動の良さや価値は認知されています。ただし部活動に関する学術的な研究は、スポーツ科学や教育社会学をはじめとして研究成果が蓄積されている分野もあるものの、実践の隆盛に比べれば文献や論文は多くなく発展途上の状態にあると言えます。長年にわたって継続してきた要因や歴史的経緯を含め、部活動の教育的意義や価値、学校教育の中で果たす機能についてのさらなる研究が求められています。同時に各分野に散在している研究成果を横断し俯瞰する研究も必要です。

近年では部活動のあり方が問われてきており、その存立の意味も含めて問い直しの声が広がって

います。例えば児童生徒の負担の問題(家庭での時間や自由時間が少ない等)、顧問教員の過重負担、教員の全員顧問制と児童生徒の強制加入、過酷な練習や体罰、外部指導員との連携や質的向上、部活動指導員(職員)の確保、保護者の理解と協力、大会や練習時の送迎の問題、選手育成か教育かという目的に関わる問題など、多様な問題や課題です。これらを解決する方策を探り、部活動のあり方を考察するためにも、学術的な観点からの知見が必要となっています。

部活動の研究には、その実態に即した多角的な分析が必要です。健康・安全、成長・発達、キャリア、生活など児童生徒の視点、指導方法、働き方改革、労働問題など教員の視点、外部指導者、社会教育との関係など環境整備の視点、法整備や指針、給特法など行政の視点等の多角的な視点からの研究が進展することで、部活動のあり方を総合的に分析・考察・追究し、実践に資する知見を提供することができます。

そのためには教育学、教育心理学、教育社会学、カリキュラム論、教職論、教師教育学、教育史、特別活動、スポーツ科学、グループダイナミクス、法学、医学、ボランティア論、教育行政学、労働経済学など、多様な分野の研究者が集い、学際的な研究を進展させることが不可欠です。部活動の内容に関する分野としては運動関係だけでなく、文化や科学・芸術に関係する学問(文芸、書道、音楽、美術、演劇、映像文化、経済、自然科学、工学、家政、福祉、その他の文化芸能)の研究者や、教科教育系の研究者による知見も期待されます。

また、理論研究だけでなく、実践に携わる小中学校、高等学校等の教職員等による実践研究も重要です。例えば、部活動の学校教育における位置付け、教員や児童生徒の負担軽減を図る仕組み・方策、休養日や大会のあり方、保護者・地域との関係づくりなどについては、ただ一つの正解があるものではありませんが、広く実践的な研究を行い、効果的な施策・取組等について企画、実施し、普及啓発を図っていくことが必要です。さらには研究者・実践者だけでなく、児童生徒の保護者、地域の指導者、教育行政関係者、部活動経験者などが集い、誰もが議論や協議に参加できる共通の場(プラットフォーム)が必要です。

以上のことから、部活動に関する研究者、実践者、関係者が一同に集い、部活動を学術的に分析・考察し、実践に資するための知の蓄積およびそれらを公表し社会に貢献する場が必要であると考える、日本部活動学会(Japanese Association for the Study of Extracurricular Club Activities) JASECAを設立します。

<https://jaseca2017.jimdo.com/%E8%A8%AD%E7%AB%8B%E8%B6%A3%E6%84%8F%E6%9B%B8/> (2018年1月8日最終確認)

参考文献

- 内田良『教育という病 子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社、2015年
内田良『ブラック部活動 子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館出版社、2017年
大阪ボランティア協会監修、巡静一、早瀬昇編著『基礎から学ぶボランティアの理論と実際』中央法規出版、1997年
金子郁容『ボランティア -もう一つの情報社会-』岩波新書、1992年
神谷拓『運動部活動の教育学入門 -歴史とのダイアローグ-』大修館書店、2015年
神谷拓『生徒たちが自分たちで強くなる部活動指導 -「体罰」「強制」に頼らない新しい部活づ

くりー』明治図書、2016年

杉本直樹『部活動指導スタートブック 怒鳴らずチームを強くする組織づくり入門』明治図書、2015年

関朋昭『スポーツと勝利至上主義 日本の学校スポーツのルーツ』ナカニシヤ出版、2015年

友添秀則『運動部活動の理論と実践』大修館書店、2016年

中澤篤史『運動部活動の戦後と現在 -なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか-』青弓社、2014年

中澤篤史『そろそろ、部活のこれからを話しませんか 未来のための部活講義』大月書店、2016年

長沼豊『市民教育とは何か -ボランティア学習が拓く-』ひつじ書房、2003年

長沼豊『新しいボランティア学習の創造』ミネルヴァ書房、2008年

長沼豊『実践に役立つボランティア学習の基礎理論』大学図書出版、2010年

長沼豊『人が集まるボランティア組織をどうつくるのか -「双方向の学び」を活かしたマネジメント-』ミネルヴァ書房、2014年

長沼豊『部活動の不思議を語り合おう』ひつじ書房、2017年

西島央編『部活動 -その現状とこれからのあり方-』学事出版、2006年

仁平典宏「ボランティア」の誕生と終焉 -〈贈与のパラドックス〉の知識社会学-」名古屋大学出版会、2011年

林幸克『高校生の部活動 インターアクトクラブが拓く部活動の新たな展開』学事出版、2012年

文部科学省『中学校学習指導要領』2017年

注

¹ 詳細については、拙稿「教員の職務の過重負担とその要因について ～部活動を題材に～」学習院大学文学部教育学科・教育学研究会『学習院大学教育学・教育実践論叢 第3号』2017年3月、pp.95-110を参照。

² 筆者の研究室主催のものだけでも3回（2017年3月、8月、12月に）あり、他団体主催の研究会も活発に実施された。

³ 筆者が設立発起人代表となって設立した (<https://jaseca2017.jimdo.com/> 2018年1月8日最終確認)。

⁴ 岡村幸保「科学ボランティア活動を取り入れた中学校科学部活動」日本理科教育学科「理科の教育」2012年6月号、東洋館出版社、p.381-384。

⁵ 林幸克「高等学校の文化系部活動におけるボランティア学習に関する実証的研究：インターアクトクラブを事例とした研究」マツダ財団研究報告書 青少年健全育成関係 24、2012年、pp.43-57。

⁶ 元嶋 菜美香ほか「スポーツボランティア活動が体育会系部活動所属学生の気分状態に与える心理的影響：ボランティアスタッフの満足感に着目して」長崎国際大学論叢16、2016年、pp.13-22。

⁷ 文部科学省『中学校学習指導要領』2017年、p.11。

⁸ 文部科学省、同上。

⁹ 原則や特性は研究者や実践者により異なり、3つ、4つ、5つなど種々ある。

¹⁰ 東京ボランティア・市民活動センター WEBサイト (2018年1月8日最終確認)

<https://www.tvac.or.jp/shiru/hajime/gensoku.html>

¹¹ 詳細は拙著『実践に役立つボランティア学習の基礎理論』大学図書出版、2010年などを参照。

¹² Junior Red Cross (青少年赤十字) の略。

¹³ ロータークラブが支援している。

¹⁴ 詳細は拙著『部活動の不思議を語り合おう』ひつじ書房、2017年を参照。

¹⁵ 例えばベネッセ教育情報サイト (<http://benesse.jp/kyouiku/201211/20121102-5.html>) などに記述がある。この点は吟味が必要である。

¹⁶ 学会運営もボランティアである。詳細は拙著『人が集まるボランティア組織をどうつくるのかー「双方向の学び」を活かしたマネジメントー』ミネルヴァ書房、2014年を参照。

¹⁷ 自発的に始めたボランティアのはずが、やがて自分を追い込む形で自らを疲弊させる矛盾のこと。詳細は金子郁容『ボランティアーもう一つの情報社会ー』岩波新書、1992年を参照。

¹⁸ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略。

¹⁹ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」による。

²⁰ 攻撃されやすい、傷つきやすい、感じやすい、弱みのあるという意味である。

²¹ 金子、前掲。

²² 金子の論では、ここにこそ喜びを見いだすということも指摘されている。部活動ではどうかという点については稿を改めることにする。

²³ 詳細は大阪ボランティア協会監修、巡静一、早瀬昇編著『基礎から学ぶボランティアの理論と実際』中央法規出版、1997年などを参照。なお、この点は安易なボランティアの活用につながる可能性があり注意が必要である。

²⁴ 学校職員という位置づけであり、教員と同様、単独で大会の引率等が可能となっている。http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/___icsFiles/afieldfile/2017/08/17/1386194_04.pdf (2018年1月8日最終確認)。

²⁵ <http://www.geocities.jp/bukatumondai/> (2018年1月8日最終確認)。

²⁶ https://twitter.com/net_teachers_jp (2018年1月8日最終確認)。

²⁷ 武蔵野ダルク (<http://www.m-darc.jp/> 2018年1月8日最終確認) など。

²⁸ 拙著『市民教育とは何かーボランティア学習が拓くー』ひつじ書房、2003年を参照。

²⁹ 内田良『教育という病 子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社、2015年による啓発的効果があった。

³⁰ 現職教員。「真由子ブログ」で部活動顧問制度の矛盾を発信し続けている。(<http://bukatsu1234.blog.jp/> 2018年1月8日最終確認)

³¹ 中野敏男「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」、「現代思想」1999年5月号、青土社、pp.72-93などを参照。

³² 神谷拓「教育再生実行会議と部活動ー政治主導の「ブラック」劇場のシナリオー」、「季刊教育法194」エイデル研究所、2017年9月。